

(趣旨)

第1条 この要綱は、辰野町空き家等の適正管理に関する条例（平成25年辰野町条例第28号。以下「条例」という。）第2条第3号に定められている管理義務者が条例第4条に定められる空き家の適正管理を行うことに対し、予算の範囲内で、空き家等解体撤去事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町民の安全で安心な居住環境の形成を図ることを目的とし、その交付について、辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き家」とは、町内に存する居住用に建築された建築物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 空き家の管理義務者
- (2) 管理義務者及びその属する世帯全員が、町税等を滞納していないこと。
- (3) 解体撤去事業を法人または個人事業主に発注する者

(補助対象空き家)

第4条 補助金対象となる空き家は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 町内に存する空き家で、建築が昭和56年5月31日以前のもの
- (2) 空き家の期間が1年以上のもの
- (3) 空き家に所有権以外の権利が設定されていないもの
- (4) 公共事業等による移転等の補助対象でないもの
- (5) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項で定められる特定空家等でないもの
- (6) 辰野町空き家バンク実施要綱（平成26年10月6日告示第26号）第4条第3項に基づき、空き家バンクへの登録を勧める判断のための現地調査を経たもの

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、空き家等の全てを解体撤去する事業とする。

- 2 空き家等と同じ敷地に存する附属の工作物等を同時に解体撤去する場合は、これらを含めて補助の対象とすることができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、解体工事着手前に規則第3条に定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請する。

- (1) 当該空き家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産評価証明書）
- (2) 当該空き家の現況写真
- (3) 空き家位置図および配置図
- (4) 戸籍謄本（相続人等の確認が必要な場合に限る。）
- (5) 解体撤去事業の見積書の写し

- 2 申請者は、前項の申請を行う場合において、当該空き家等の権利を有する者が他にあるときは、原則としてその全ての者から事業実施についての同意を得て、それを証する書類を町

長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 申請者は、当該事業を完了したときは、規則第12条で定める実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出する。

- (1) 領収書の写し
- (2) 事業完了写真(第6条第2号と同じ箇所を撮影したもの)
- (3) その他町長が特に必要と認めるもの

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。